

国民年金保険料を納めることが難しいときには… 保険料免除制度があります

▼お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 ☎050(3381)5040 支所でもOK!!
または各総合支所 市民課

国民年金保険料を納めることが大変なときは免除の申請をおすすめします。
未納にしておくより、あなたにとって有利です

対象となる方は

1. 申請者本人、申請者の配偶者、世帯主の全員の前年所得（H19年中の所得）が基準以下の人

免除対象となる所得(収入)のめやす

扶養人数	全額免除	4分の1納付	2分の1納付	4分の3納付
3人扶養 (夫婦・子二人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※4分の1・2分の1・4分の3納付は社会保険料控除等の控除額によって変わります

または…

2. 失業、倒産、事業の廃止、天災などにあったことが確認できる人
3. 障害者または寡婦であって、前年の所得が125万円以下の人
4. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
5. 特別障害者に対する特別給付金の支給に関する法律による特別障害給付金を支給されている人

■ご注意ください

- 申請をされる前には必ず給付の条件等を窓口でご確認ください。
- 一部納付を承認された場合は、保険料を2年以内に納付しないと時効により納めることができません。
- 20歳以上、30歳未満の人は、若年者納付猶予制度、学生の人は学生納付特例制度もあります。
- 手続きには、印鑑のほか、失業による免除申請の場合は書類が必要な場合があります。

※あらかじめお問い合わせください。

■過去の方も支払いができたようになったら？

追納をお勧めします。免除を受けた分は10年以内なら追納できます。（3年目以降は当時の保険料に加算がつきます）後払いすることで、老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。

後期高齢者医療の保険料が決定されます

▼お問い合わせ 市民生活部 市民課 保険年金班 ☎050(3381)5040
長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095(816)3930

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

後期高齢者医療制度に加入しているすべての人に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬に送付いたします。これは、前年所得を基礎に算定します。
既に4月に仮徴収の保険料の決定を受けている人は、今回決定した保険料から仮徴収した保険料を差し引いた額が10月以降の年金から徴収されます。

今後の保険料の納め方をお知らせします

原則として年金からの天引きとなります。（特別徴収）ただし、年金額が18万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金額の2分の1を超える人は、口座振替や納付書により市に納めることになります。（普通徴収）

**普通徴収の人は
口座振替が便利!!**
保険料の納め忘れがなく、手間も省ける口座振替。お近くの金融機関でござい



非課税世帯は、入院時に減額されます

左記に該当される人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。この認定証を医療機関に提示すると入院時の支払いが限度額までとなり、食事代も減額されます。各総合支所で申請をしてください。

●所得区分が低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人

- ・低所得Ⅰ 世帯全員が住民税非課税で、かつ、所得の金額がなない人（年金受給額が年80万円以下の人）
- ・低所得Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）
- ・有効期限が平成20年7月31日となつている認定証をお持ちの人で、その後も引き続き認定を希望される人は、更新の手続が必要です。
- ・平成20年4月1日以降に75歳年齢到達の人で、直前まで加入していた保険制度で、認定証をお持ちの人も新たに申請が必要です。

～65歳以上の皆さんへ～

介護予防のためにも「生活機能評価」を受けましょう。

■生活機能評価とは

65歳以上の人の健康づくりを目的に、他の健診と同時にされる、生活機能のチェックを行う制度です。生活機能とは、今ある心身の機能（日常生活動作や家事、職業能力など家庭や社会での役割も含まれます）のことで、生活機能の維持には、良い生活習慣が必要とされています。

■生活機能評価の内容

- 問診 ●計測/身長・体重・BMI・血圧 ●診察
- 血液検査(血清アルブミン検査・貧血検査) ●心電図検査

※基本チェックリストの内容を含む問診や医師の判定により、上記検査の該当する項目が決まります

*生活機能評価は『特定健診』『後期高齢者の健康診査』と同時に受けられます。

■生活機能評価の対象となる人

介護保険第1号被保険者（65歳以上）で要支援・要介護認定非該当の人（65歳誕生日以降から対象）要支援・要介護の認定を受けている人は対象になりません。

■料金無料

■通知方法

- *国民健康保険・後期高齢者医療保険の人
特定健診・後期高齢者健康診査等案内と一緒に通知しています。
- *社会保険の被保険者・扶養家族の人
島原地域広域市町村圏組合から直接郵送されています。
- *年度内に65歳到達する人
島原地域広域市町村圏組合から直接郵送されます。

■お問い合わせ 島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 ☎0957(61)9101
福祉保健部 福祉保健課 ☎050(3381)5050

■持っていくもの

1. 受診券
2. 受診票(問診票)
3. 医療保険証
4. 介護保険証

保険証・介護保険証が必要
です。
忘れないように持ってきて
ください。

